

平成16年(ワ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 柏村忠志 外20名

被 告 茨城県知事 外1名

意見陳述書

2008(平成20)年10月28日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

茨城県取手市上高井 2468-6

原 告 野口利枝子

陳述に先立ち、証人尋問を実現してくださいました裁判長、ならびに関係各位に厚く御礼申し上げます。第1回の裁判より、被告はことさらに口頭弁論をさけ、私たち原告や傍聴する市民の「真実を求める思い」を裏切り続け、はがゆい思いをしてきました。しかし、証人尋問によって雲間から日が射しました。誰の目にも被告の不誠実が明らかになりました。

被告は「水需要予測は市町村や水道事業者の要請の積算である」と主張してきました。しかし、柏村氏の土浦市を例に取った証言にあったように、県の強制による「責任引取水」の実態が明らかになりました。私は今年の2月から県南水道議会議員ですが、県南水道企業団では「契約水量の見直しを求めている」と確認しています。

「責任引取水」は、茨城県議会、各市町村議会の議員、水道料金引下げの住民運動にかかわった人なら誰でも知っている事実です。証言により明らかになったことは喜びとしますが、これほど明白な事実が司法の場まで持ち込まざるを得ない「被告の権力の巨大さ」「傲慢さ」に身震いを禁じえません。

県南水道企業団が作った水道事業基本計画をみても、その数字は余りにも過大で、平成19年の、1日最大給水量は73,822m³の実績であるのに、平成20年度の契約基本水量は88,700m³です。使わない水約1万4,800トンの分まで支払っており、金額にしますと年間2億3000万円にのぼります。

嶋津氏は、本来県当局が行うべき「霞ヶ浦開発の余剰水」を霞ヶ浦用水の導水管を利用して、県が主張する県南・県西の水不足を解消する手段を具体的に示しました。霞ヶ浦開発、霞ヶ浦用水の計画、完成の時期を思えば、八ッ場ダムはもちろん、本件とは関

係はありませんが、思川開発、湯西川ダムへの参加は取りやめ、撤退することも事業費負担が始まる以前に可能だったと言えます。ところが県担当課長は、昨年の八ッ場ダム工期延長に際して「工事の進捗状況からみて、受け入れざるを得ないと判断した」と証言しました。ここには県民の血税を預かり執行する公僕としての責任も誇りもなく、節水に努め、水道料金を抑えようという市民のくらしなど眼中にないというような不誠実を越えた悪意すら感じました。

証言に立った二人の元水・土地計画課課長は口を揃え「いばらき水のマスターplan」における県人口の下方修正は、「上位計画の変更によるものだ。」と責任逃れのようにそらしました。私たちは人口予測を誰がしたかではなく、下方修正された人口予測をいかに計画に反映させたかを問うているのです。水道計画の目的は将来の県民の水需要を満たすことにあります。八ッ場ダムの参画を決めた当時の「茨城県水道整備基本構想」は、2000年度の人口予測を420万人としていました。その人口が120万人以上も減ることを自ら予測しながら、水源開発を見直す気が無ければ、計画もプランも県民の福祉ではなく、無駄な公共事業を推進するためのもの。と自白したのも同然でしょう。

利根川の治水を研究してきた大熊氏は、基本高水22000トンがいかに欺瞞に満ちたものかを、じゅんじゅんと明かされました。貯留関数法という計算法は係数を恣意的に変えることにより、基本高水が15,000トン、17,000トン、26,900トン、22,000トンと、その時々の水源開発計画に合わせて、いか様にでも変えられることが明らかになりました。ここでもムダであっても事業が先にありきと感じました。

河崎氏は、基本高水22,000トンは何時になるか分からぬが、将来河道が完全に整備された時に、200年に一度の洪水が発生した場合、その流量は八斗島で毎秒22000トンになると証言し、続けて現在の治水施設、河道整備状況で同様の洪水が発生した場合、八斗島では16,750トンしか流れないと明言しました。現在の利根川河川整備計画では、八斗島地点での河道流下量は16,500トンです。250トンの差は堤防の余裕高を見れば誤差の内でしょう。百歩譲っても、これから河道整備で十分対応可能なはずです。いま国は、カスリーン台風が再来すれば22,000トンの洪水が発生し、首都圏で34兆円の被害が出ると宣伝しています。国土交通省関東地方整備局の前河川部長が、裁判の証言の場で「16,750トンしか流れないと」言っているにも関わらず、この大騒ぎはまさに狼少年であり、脅し以外の何者でもありません。ところが茨城県は事実の確認もせずに多額の血税を注ぎ込み、八ッ場ダムに参画しています。被告は“身内”である河崎証言を真摯に受け止め、八ッ場ダムからの撤退を決意すべきでしょう。

この裁判もまる4年18回を数えました。その間、茨城県の債務は1兆7000億円にも上りました。財政規模を考えれば危機的といわれる大阪府を越える危機状態にあるともいえます。それ以上に県民のくらしはますますたいへんになっています。いま求められるのは、税金の使い道は県民の福祉のためにこそある。とする憲法の精神に立ち返る

ことです。八ッ場ダムからの撤退は、無駄な公共事業の阻止に留まらず、茨城県に県民主体の民主主義を取り戻す大きなきっかけになると信じます。そして、水道議会で採択されている、「水道料金引下げの請願」に大きな後押しとなります。

裁判長の賢明なるご判断をお願いして、私の陳述を終えます。